

令和4年度地方分散型オフィス誘致推進事業委託業務処理要領

1 目的

この要領は、道が委託する令和4年度地方分散型オフィス誘致推進事業委託業務の処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務目的

ポストコロナを見据えた首都圏企業の地方への拠点分散やテレワークを活用した地方での新しい働き方の動きを捉え、本道への本社機能の移転をはじめ、道内地方への企業のサテライトオフィスや開発拠点等の立地に向け、首都圏企業をターゲットに誘致活動を展開する。

3 業務内容

(1) フォーラムの開催及び運営

地方への本社機能の移転やサテライトオフィス、テレワーク拠点の設置を検討している首都圏企業に対し、本道の立地環境等の魅力をPRするためのフォーラムを開催する。

ア 開催日程 : 令和4年12月頃

イ 開催方法 : 東京都内のホテル及びオンラインでの同時開催

※新型コロナウイルス感染症の状況により、オンライン開催のみとなる場合がある。

(ホテル選定基準)

- ・スクール形式で100名以上収容できること。
- ・フォーラム終了後、(2)の個別情報交換会が開催できるホテルであること。
- ・講師及び道関係者用の控室として、2部屋用意すること。

ウ 参集範囲 : 首都圏企業等関係者100名程度

エ 募集方法 : DMやターゲティングメール、WEB申込等、効果的な募集方法とし、
発送・配信件数は、2,000通以上とすること。
また、募集用のチラシ(A4両面カラー1,000枚)を作成すること。

オ 講演内容 : 道からの立地環境PR、道内に本社機能の移転やサテライトオフィス等を設置した立地企業等(3名程度)の講演、道内市町村(3市町村程度)の立地環境PR、など

※道及び道内自治体への謝金や旅費については、受託者の負担なし。

カ アンケート : 参加者へのアンケート(満足度、関心事項、今後の立地・投資計画等)を実施すること。

(2) 個別情報交換会の開催及び運営

上記フォーラム終了後、同ホテル内において、フォーラム参加者とフォーラム講師等の個別情報交換の時間を設定し、個別具体的な立地に関する情報収集や相談対応ができる機会を創出する。

(3) テレワーク関連展示会への出展及び運営

テレワークを既に実施している企業や検討している企業が多く来場する首都圏でのテレワ

ーク関連の展示会等にブースを出展し、本道のサテライトオフィスやテレワーク環境等のPRを実施する。

- ア 出展展示会：首都圏におけるテレワーク関連の展示会
※展示会は、オンライン開催のみとならない限り、原則、会場に出展すること。
- イ 出展規模：30㎡程度（想定）。
北海道ブースを設置すること。
※小間の確保は受託者が行い、出展料や装飾など、出展に係る費用は委託費に含む。
- ウ 出展期間：3日間程度（1日あたり約8時間）
- エ 出展内容：本道のサテライトオフィスやテレワーク環境等のPR。
なお、PRにあたっては、サテライトオフィスの誘致などに積極的な市町村（3市町村程度）の参加のもと、連携して行うこと。
※参考 令和3年度は、5市と連携の上、展示会主催者用意の基本装飾、A1パネル14枚設置、各種パンフレット配架・配付などによりPR。
- オ 参加者：受託者のほか、道職員及び道内市町村職員が参加。
※道及び道内市町村職員の旅費については、受託者の負担なし。
- カ アンケート：北海道ブースに訪問した企業へのアンケート（満足度、関心事項、今後の立地・投資計画等）を実施すること。

（4）地域現地視察会の実施及び運営

道内地域にビジネス展開を検討または関心を有する首都圏企業を招聘し、地域のビジネス環境等の視察に加え、地域との連携促進に向け、首都圏企業と地元大学及び自治体、企業等との情報交換の機会を創出する。

- ア 実施時期：令和4年8月～令和5年2月の間で実施すること。
- イ 視察地域：道内2地域程度。視察の具体的な地域や場所については、首都圏企業のニーズを踏まえ、詳細を決定すること。
- ウ 招聘企業：首都圏のIT等企業2社程度（各社1名程度）。
また、首都圏企業を招聘する旅費（航空賃、宿泊費、レンタカー代等）を手当すること。
- エ 募集方法：首都圏企業の募集については、DMやターゲティングメール等、効果的な募集方法とし、発送・配信件数は、500通程度とすること。
- オ 情報交換会：首都圏企業の現地視察と同時に、各地域において、地域との連携促進に向けた情報交換会を実施すること。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況により、オンライン開催のみとなる場合がある。

（情報交換会の概要）

- ・会場：30名程度が参加できる会場とすること。
- ・参加者：首都圏企業、地元の大学や自治体、企業、道内立地企業等
- ・講演：既存の道内立地企業関係者を講師とし、地方展開にあたってのノウハウや連携事例等の共有を行うこと。
- ・開催結果：首都圏企業から、情報交換会の感想や意見、地域との連携可能性などについてヒアリングし、結果を取り纏めること。

※（1）～（4）の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防ぐため適切な措置

を講じること。

※詳細な業務内容については、当委託業務の契約締結後、道と調整して決定する。

(企画提案時点で会場や展示会の仮押さえ、講演者のアポイント等は必要としない。)

(5) 事業実施報告書の提出

上記(1)～(4)の業務に関する報告書(アンケートの結果も含む)：紙媒体3部及び電子媒体1部

※パネルや写真など準備段階で得たデータも電子媒体により提出する。

※提出期限：令和5年(2023年)2月28日(火)

4 業務処理計画書について

受託者が、契約書4条の規定に基づき提出する業務処理計画書は、次のとおりとする。

- ・業務処理計画書(別記第1号様式)

5 実績報告等及び概算払について

(1) 受託者が、契約書第11条の規定に基づき提出する実績報告等については、次のとおりとする。

- ア 実績報告書(別記第2号様式)
- イ 収支精算書(別記第3号様式)
- ウ 事業実施報告書(紙媒体3部及び電子媒体1部)

(2) 受託者が、契約書第13条の規定に基づき提出する概算払の請求書等は、次のとおりとする。

- ア 概算払請求書(別記第4号様式)
- イ 収支計画書(別記第5号様式)

6 取得財産の管理

委託業務の実施により取得した財産は、取得後、速やかに財産台帳に登録し、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、業務終了後、財産台帳の写しを委託者に提出するものとする。

7 再委託について

次の要件を満たす場合は、契約書第3条ただし書に基づき再委託を行うことができるものとする。

- (1) 再委託をさせようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないとき。
- (2) 再委託させることの合理的理由があるとき。
- (3) 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

8 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、企画提案の内容を基本として、道との連携に留意すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症などの影響により委託業務の実施の中止や業務内容を変更する場合がある。